

平成27年度

「市民後見人等養成準備講座」のご案内

「成年後見人」は、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支え、権利と生活を護る、権利擁護の制度です。後見人には、子どもや配偶者などの親族になる後見人と弁護士や司法書士などが選任される専門職の後見人に分かれます。そして、今注目されているのが、一定の市民が後見人になる、「市民後見人」です。高齢夫婦や1人暮らしの人が増え、頼める家族がいないなどの理由で、今後後見人は不足していくということです。特別な資格は必要ではありません。高齢者・障がい者をささえる意欲があり、一定の研修を受けた市民が後見人に選任される自治体も広がりつつあります。後見人になると本人の財産管理・必要な支払いの代行と収支記録をし、年に一回家庭裁判所に報告、この報告をもとに後見人への報酬が決まります。その他介護サービスや医療に関わる契約・手続きやサービスのチェックの仕事、詐欺や悪徳訪問販売の被害から本人を守るために契約取り消しなどもできます。一緒に勉強して、後見活動への参加を考えてみませんか。

【講座の概要】

- ◇10月1日～11月1日（週1回の連続5回講座）
※木曜夜講座と日曜昼講座があります（同じ内容）
- ◇時間：午後6時30分～8時30分（木曜日）
午前10時00分～12時00分（日曜日）
- ◇費用：受講料は無料ですが
テキスト代(2000円)を準備して下さい

【開催場所】



----- スケジュール -----

木曜夜講座 (18:30～20:30)	日曜昼講座 (10:00～12:00)	「プレ市民後見人養成自主講座」カリキュラム
10月01日	10月04日	オリエンテーション 社会福祉の動向と市民後見について-その1
10月08日	10月11日	社会福祉の動向と市民後見について-その2
10月15日	10月18日	成年後見制度とは
10月22日	10月25日	成年後見制度と市町村の責任 社会福祉協議会と日常生活自立支援事業
10月29日	11月01日	市民後見活動の実際 市民後見人の方のお話

←木曜夜講座か日曜昼講座を選択していただきますが、都合が悪い場合は別の曜日の講座に参加出来ます。
(各講座定員20名予定)

平成27年度 ～あなたの思いをかたちに～
岐阜市市民活動支援事業

※この講座は平成27年度の岐阜市市民活動支援事業として実施

主催
NPO法人
ぎふ市民協・岐阜部会

(お問い合わせ先) TEL:070-5640-9708 FAX:058-389-3885 E-mail:kkdq793@ybb.ne.jp 担当:中谷・大野

！申し込み締め切りは9月19日！

・・・ご希望の方は「お名前」「住所」「電話番号」「ご希望の曜日講座」をご連絡ください・・・

